

入札説明書

令和5年札幌市告示第5441号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和5年12月20日

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市建設局土木部道路維持課事業係 電話 011-211-2632 Fax 011-218-5123

メールアドレス doroji-jigyoku@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称

ア 道路清掃業務（A地区）

イ 道路清掃業務（B地区）

ウ 道路清掃業務（C地区）

エ 道路清掃業務（D地区）

オ 道路清掃業務（E地区）

カ 道路清掃業務（F地区）

キ 道路清掃業務（G地区）

ク 道路清掃業務（H地区）

ケ 道路清掃業務（I地区）

(2) 調達案件の仕様等 設計図書及び仕様書（以下、「仕様書等」という。）による。

(3) 履行期間 令和6年3月1日から令和6年12月13日まで

(4) 履行場所 全体地図及び各区作業路線図参照のこと。

4 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる参加資格を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する事項に該当しない者であること。

(2) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加をしないこと。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(5) 令和4～令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「その他サービス業」、所在地区分が「市内」として登録されている者であること。

(6) 平成20年4月1日以降で、当該業務の内容と同様の履行実績（道路法に基づく複数の道路につ

いて、年間を通じ（積雪時を除く）定期的に清掃業務を履行し、完了した実績（下請けを含む）を有する者であること。

(7) 当該業務の履行に係る産業廃棄物（汚泥）収集運搬業許可、産業廃棄物（汚泥）処分業許可及び一般廃棄物（伐採物・抜根物）収集運搬業許可を有する者であること。

(8) 下表の車両（ア、イ）については、1工区につき1台以上を契約日までに確保すること。さらに、故障時において即時に作業継続可能な予備的車両を備えること。また、道路交通法による道路維持作業用自動車の指定を受けた（受ける予定の）車両であること。

なお、これらについては、別紙1の「道路清掃車両の確保に関する誓約書」を入札参加申請時に提出すること。

	機 種	標準規格	左ガッターブラシ 最大トルク (N・m)
ア	スーパー車	ホッパー容量 2.5~3.1 m ³ 級	525.3 以上
イ	洗浄車	タンク容量 5.3 t 級以上	—

5 入札参加資格の審査及び決定

この入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、審査を受けた上、入札参加資格がある旨の決定を受けなければならない。また、当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 提出書類

ア 入札参加申請書（別添1）

イ 添付書類（本役務の提供が可能であることを証明する書類）

上記4に掲げる条件に係る証明書等

(2) 入札参加申請書及び添付書類の提出期限並びに提出場所

令和6年1月10日（水）15時00分までに上記2の場所へ提出すること。

(3) 入札参加資格審査結果通知書の交付

上記5(1)に定める書類を受領後、本市において入札参加の審査を行い、その結果（入札参加資格審査結果通知書）を令和6年1月17日（水）13時00分以降に上記2の場所にて交付する。

(4) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内（札幌市の休日定める条例に定める休日を除く。）に、次に従い書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記2に同じ。

イ その他

持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。

6 入札の手続等

(1) 入札方法

上記3(1)に掲げる案件ごとに、本市が提示する予定数量及びその数量に対して入札者が見積もった各単価を乗じて得られた総価により入札を行う。入札書には、入札金額のほかに入札金額内訳として各単価、各単価に予定数量を乗じて得られた額及びその合計金額を記載することとする。各単価については、1円単位までを記載しても差し支えないこととする（1円未満の桁は記載できない）。また、各単価に予定数量を乗じて得られた額に1円未満の端数があるときは、その全部を切り捨てた金額を記入すること。なお、本入札における入札書記載金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 契約方法

入札書の入札金額内訳に記載された各単価に、各履行月に適用される消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算した額をもって契約単価とする。

(3) 入札書の提出方法等

入札書は別添2の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。なお、提出にあたっては以下に留意すること。

ア 入札書を直接持参する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和6年1月31日 ○時○分開札〔道路清掃業務（○○地区）〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛に入札書の受領期限までに提出しなければならない。

イ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和6年1月31日 ○時○分開札〔道路清掃業務（○○地区）〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(4) 入札書の受領期限

令和6年1月30日（火）16時00分（送付の場合は必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

令和6年1月31日（水）とし、時間はそれぞれ次のとおりとする。

ア 道路清掃業務（A地区）	9時40分
イ 道路清掃業務（B地区）	9時50分
ウ 道路清掃業務（C地区）	10時00分
エ 道路清掃業務（D地区）	10時10分
オ 道路清掃業務（E地区）	10時20分
カ 道路清掃業務（F地区）	10時30分
キ 道路清掃業務（G地区）	10時40分
ク 道路清掃業務（H地区）	10時50分

ケ 道路清掃業務（I 地区） 11 時 00 分

場所は、いずれも札幌市役所本庁舎地下 1 階 2 号会議室（札幌市中央区北 1 条西 2 丁目）

(6) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

ア 提出方法

質問票(別添 3)の様式により作成し、持参、ファクシミリ又は電子メールにより提出すること。電子メールでの提出の場合はメールの件名を「道路清掃業務（〇〇地区）の質問について」とすること。なお、ファクシミリ又は電子メールで提出の場合は、電話で到達確認すること。

イ 提出先及び提出期限

上記 2 の契約担当部局へ、上記 1 の告示の日から令和 6 年 1 月 25 日（木）17 時 00 分までに提出すること。

ウ 回答

回答文については、上記 2 の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、建設局ホームページ上で公開する。

(7) 入札の無効

本入札説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

(8) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき。

(9) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名、名称又は商号及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時まで委任状（別添 4）を提出しなければならない（委任状は上記 3 (1) の案件ごとに提出が必要）。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(10) 開札

ア 開札は、それぞれ入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

7 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額（各単価）に予定数量を乗じて得た額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除する。

(3) 入札者に要求される事項

入札参加者は、本入札説明書、仕様書及び契約条項等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後これらの不明を理由として異議を申し出ることにはできない。

(4) 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(5) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日以内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が指定する期日までに契約保証金を納付しなかったとき。

ウ 入札に際して不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際して入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 免税事業者であることの申出

落札者が消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合、申出書（別添5）を提出することとする。

(7) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものと

する。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まずその者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 契約条項

別添6のとおり

以 上

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市長

所在地
(入札参加者) 商号又は名称
代表者役職・氏名 印

入札参加申請書

令和5年12月20日付入札告示(令和5年札幌市告示第5441号)「道路清掃業務(A～I地区)」の入札に参加したいので、当該入札参加資格に係る下記証明書類などについて、別添のとおり提出いたします。

また、下記2の要件をすべて満たしていること及び下記3の提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 入札参加希望業務

- (1) 道路清掃業務 (A地区)
- (2) 道路清掃業務 (B地区)
- (3) 道路清掃業務 (C地区)
- (4) 道路清掃業務 (D地区)
- (5) 道路清掃業務 (E地区)
- (6) 道路清掃業務 (F地区)
- (7) 道路清掃業務 (G地区)
- (8) 道路清掃業務 (H地区)
- (9) 道路清掃業務 (I地区)

※ 入札参加を希望する業務に「○」印を付けて下さい。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する事項に該当しない者であること。
- (2) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加をしないこと。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状

裏面あり

態が著しく不健全な者でないこと。

- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 令和4～令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「その他サービス業」、所在地区分が「市内」として登録されている者であること。
- (6) 平成20年4月1日以降で、当該業務の内容と同様の履行実績（道路法に基づく複数の道路について、年間を通じ（積雪時を除く）定期的に清掃業務を履行し、完了した実績（下請けを含む））を有する者であること。
- (7) 当該業務の履行に係る産業廃棄物（汚泥）収集運搬業許可、産業廃棄物（汚泥）処分業許可及び一般廃棄物（伐採物・抜根物）収集運搬業許可を有する者であること。
- (8) 下表の車両（ア、イ）については、1工区につき1台以上を契約日までに確保すること。さらに、故障時において即時に作業継続可能な予備的車両を備えること。また、道路交通法による道路維持作業用自動車の指定を受けた（受ける予定の）車両であること。

なお、これらについては、別紙1の「道路清掃車輛の確保に関する誓約書」を入札参加申請時に提出すること。

	機 種	標準規格	左ガッターブラシ 最大トルク (N・m)
ア	スーパー車	ホッパー容量 2.5～3.1 m ³ 級	525.3 以上
イ	洗浄車	タンク容量 5.3 t 級以上	—

3 提出書類名

- (1) 本役務と同様の業務に係る履行実績（契約書の写し、又は発注者、業務名及び契約金額などの一覧）
- (2) 「道路清掃車輛の確保に関する誓約書」
- (3) 当該業務の履行に係る産業廃棄物（汚泥）収集運搬業許可証、産業廃棄物（汚泥）処分業許可証及び一般廃棄物（伐採物・抜根物）収集運搬業許可証の写し

道路清掃車輛の確保に関する誓約書

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市長 秋元 克広

所在地

商号又は名称

代表者役職・氏名

印

令和 5 年 12 月 20 日付で入札告示のありました、札幌市発注（建設局土木部道路維持課所管）の『道路清掃業務』を落札した場合は、落札業務の履行に支障の無いよう道路清掃車輛を確保することを誓約いたします。

仕様書の内容等に対する質問票

令和 年 月 日

道路維持課事業係 あて

【質問者】 会社名
電話番号
FAX番号
担当者氏名

仕様書の内容等について、次のとおり質問いたします。

開札等予定年月日	令和6年1月31日(水)	時	分
調 達 件 名	道路清掃業務(地区)		
質 問 内 容			

注1) 質問票の提出先は下記のとおりです。FAX送信又は電子メールで提出の場合は、必ず電話で到達確認してください。

注2) 回答は道路維持課にて閲覧に供するとともに、ホームページに掲載します。

(<https://www.city.sapporo.jp/kensetsu/stn/dobokubu/ippan.html>)

注3) 調達件名ごとに記載し、欄が足りない場合は別紙としてください。

注4) 提出期限：令和6年1月25日(木) 17時00分

《質問票提出先》

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市建設局土木部道路維持課事業係

電話番号 011-211-2632 FAX番号 011-218-5123

メールアドレス dorouji-jigyou@city.sapporo.jp

委任状

令和 年 月 日

(あて先)
札幌市長

委任者 住 所
商号又は名称
職・氏名 印

名 称 道路清掃業務(地区)

私は、下記の者を代理人として定め、上記の入札に関する一切の権限を委任します。

記

受任者 氏 名 印

- 備考 1 見積の場合は、「入札」とあるのを「見積」と読み替える。
2 代理人(受任者)の印は、入札書に使用する印と同一の印を押印すること。
3 委任状の訂正は、委任者の印鑑で行うこと。

消費税及び地方消費税免税事業者申出書

年 月 日

(あて先)

札幌市長

住 所

申出人 商号又は名称

職 ・ 氏 名

私は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づく消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者であることを、ここに申し出ます。

備考 入札（見積合せ）に参加のうえ、落札（決定）者となり、消費税及び地方消費税の免税事業者である場合、速やかに提出すること。

印 紙
貼 付

契 約 書

役務の名称 道路清掃業務【 地区】

上記の役務について、札幌市（以下、「委託者」という。）と、
（以下、「受託者」という。）は、
次のとおり契約を締結する。

- 1 契約単価 別紙のとおり
- 2 履行期間 令和6年 3月 1日から
令和6年 12月 13日まで
- 3 契約保証金 「免除」又は「金 円」
- 4 その他の事項 別紙条項のとおり

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 札幌市
代表者 市長 秋元克広

住所
受託者 氏名

注) 印紙については、契約の種別ごとに課税対象であるか否かを確認すること。

(総則)

第 1 条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、別冊の仕様書（設計図、見本等を含む。以下同じ。）に従い、この契約（この約款及び仕様書を内容とする役務契約をいう。以下同じ。）の履行にあたって適用される法令を遵守し、これを履行しなければならない。

2 受託者は、役務（この契約に基づき履行する役務をいう。以下同じ。）を、この契約の履行期間内において履行するものとし、委託者は、履行が完了した役務に対し、契約金額を支払うものとする。

3 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。

4 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

6 この約款に定める承諾、通知（第16条第2項を除く。）請求、指示、催告、表示及び解除は、原則として書面にて行わなければならない。

(秘密の保持)

第 2 条 受託者は、役務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(契約保証金)

第 3 条 受託者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。

ただし、委託者が、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第25条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。

2 前項の契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 4 条 受託者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(再委託の禁止)

第 5 条 受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託してはならない。ただし、役務の一部であって、役務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

2 受託者は、前項ただし書の規定により役務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。

3 委託者は、前項の承諾にあたり、受託者に対して、受託者が第1項の規定ただし書の規定により役務の一部を委託する第三者の商号又は名称、住所、委託する役務の範囲、その他必要な事項の通知を求めることができる。

4 受託者は、第1項及び第2項の規定により役務の一部を第三者に委託した場合、委託者に対し、当該委託に基づく当該第三者の受託に係る全ての行為について責任を負うものとする。

(役務内容の変更等)

第 6 条 委託者は、必要があると認めるときは、役務の内容を変更し、又は一時中止

することができる。この場合において、契約金額又は履行期間を変更する必要があるときは、委託者と受託者が協議してこれを定めるものとする。

(監督等)

第7条 委託者は、適正な役務の遂行を図るため、受託者に対して常に状況に応じた監督を行い、この契約の履行を確保するものとする。

2 受託者は、前項の規定による委託者の監督を受け、委託者から役務改善命令等がなされた場合には、その補正等の措置をしなければならない。

(産業廃棄物処理の委託内容)

第8条 産業廃棄物の処理に収集・運搬の委託が含まれる場合には、受託者は、委託者から委託された廃棄物を別表1に示す運搬の最終目的地の所在地まで法で許可された車両で適正に運搬しなければならない。

2 契約内容に処分の委託が含まれる場合には、受託者は、委託者から委託された廃棄物を別表1に示す方法及び施設にて適正に処分しなければならない。

(適正処理に必要な情報の提供)

第9条 委託者は、廃棄物の適正処理のために必要な情報として、別表1の適正処理に必要な情報の欄に記入し、受託者に通知しなければならない。

2 委託者は、別表1の「適正処理に必要な情報」では情報提供が不十分な場合、「廃棄物データシート(WDS)」（平成29年7月環境省改訂）を参考に、書面にて提供しなければならない（記載方法は、環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン(WDSガイドライン)第2版」（平成25年6月）を参照すること）。

3 委託者は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状に変更があった場合は、受託者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知するものとする。なお、受託者の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、委託者は受託者と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ、書面により定めることとする。

(受託者の責任範囲)

第10条 受託者の責任範囲は、次のとおりとする。

(1) 廃棄物の収集・運搬の都度、委託者から委託された廃棄物を、その積み込み作業の開始から、運搬の最終目的地の所在地における荷下ろし作業の完了まで、法に基づき適正に処理すること。

(2) 廃棄物の処分の都度、委託者から委託された廃棄物を、処分の完了まで、法に基づき適正に処理すること。

(3) 廃棄物の収集・運搬及び処分の都度、委託者から委託された廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法に基づき適正に処理すること。

(委託者に対する損害賠償)

第11条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責めに帰すべき事由により委託

者に損害を与えた場合には、第20条の2の規定に基づき損害を賠償する場合を除き、委託者の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。

(第三者に対する損害賠償)

第12条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合には、その一切の損害を賠償しなければならない。

(委託者の責任範囲)

第13条 受託者が第10条各号のいずれかの役務の過程において受託者又は第三者に損害が発生した場合に受託者に過失がない場合は、委託者において賠償し、受託者に負担させない。

(マニフェスト)

第14条 委託者は、廃棄物の搬出の都度、マニフェストに必要事項を記載し、A(排出事業者保管)票を除いて受託者に交付する。

2 受託者は、廃棄物を受託者の事業場に搬入の都度、B1(収集運搬業者保管)票、B2(運搬終了)票に必要事項を記載し、B2(運搬終了)票を運搬終了日から10日以内に委託者に送付するとともに、B1(収集運搬業者保管)票を保管する。また、処分が完了したときは、受託者はC1(処分業者保管)票及びD(処分終了)票に必要事項を記載した後、D(処分終了)票を処分終了日から10日以内に委託者に送付するとともに、C1(処分業者保管)票を5年間保存する。

3 受託者は、本契約に係る廃棄物の最終処分が終了した旨が記載されたマニフェストの写しの送付を受けたときは、委託者から交付されたマニフェストのE(最終処分終了)票に最終処分の場所の所在地及び最終処分を終了した年月日を記入するとともに、そのマニフェストに係る全ての中間処理産業廃棄物について最終処分が適正に終了したことを確認した後、10日以内にE(最終処分終了)票を委託者に送付する。

4 委託者は、受託者から送付されたB2(運搬終了)票、D(処分終了)票及びE(最終処分終了)票を、A(排出事業者保管)票とともに、5年間保存する。

(契約書の保存)

第15条 委託者及び受託者は、契約書及び契約書に添付される書面を契約の終了後5年間保存する。

(検査等)

第16条 受託者は、各月の期間ごとの役務を完了したときは、遅滞なくその旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内(以下「検査期間」という。)に受託者の立会のもとに役務内容の検査(以下「完了検査」という。)を行い、その結果を受託者に通知するものとする。

3 受託者は、完了検査に合格しないときは、委託者の指示する期間内にこれを補正しなければならない。この場合の補正の完了の通知及び検査については、前2項の規定を準用する。

(契約金額の支払)

第17条 受託者は、完了検査に合格したときは、契約金額(各月期間ごとの作業実績と契約単価を乗じて算出した金額をいう。以下同じ)の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内(以下「約定期間」という。)に前項の契約金額を支払わなければならない。

3 委託者がその責めに帰すべき事由により検査期間内に完了検査をしないときは、その期限を経過した日から完了検査の結果を通知した日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その差し引く日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、その超えた日において満了したものとみなす。

4 委託者は、この契約の履行に際して、一部履行しない役務がある場合には、第1項の契約金額から当該履行しない割合に相当する金額を減額することができる。

5 委託者は、受託者が委託者に損害を与えたときには、委託者と受託者との協議成立までの間、第1項の契約金額の支払を保留することができる。

(履行遅延の場合における違約金等)

第18条 受託者の責めに帰すべき事由により履行期間内に役務を完了することができない場合においては、委託者は、違約金の支払を受託者に請求することができる。

2 前項の違約金の額は、契約金額につき、履行期間満了日の翌日から完了検査(第16条第3項で準用する場合を含む。)に合格した日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(昭和24年12月大蔵省告示第991号)において定める割合(以下「違約金算定率」という。)で計算した額(100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)とする。ただし、遅延日数は、当該完了検査に要した日数を除くものとする。

3 契約により期日を定めて分割履行する場合は、第1項の違約金は、その分割量に応ずる契約金額を基準とする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。

4 受託者は、天災その他の受託者の責めに帰することができない事由により履行期間内に役務の履行ができないときは、委託者と協議のうえ、履行期間の延長を行うことができる。ただし、役務の性質上、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合においては、この限りでない。

5 委託者の責めに帰すべき事由により、前条第2項の規定による契約金額の支払が遅れた場合において、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、違約金算定率で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(談合行為に対する措置)

第19条 受託者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、

契約金額の10分の2に相当する額を委託者に支払わなければならない。この契約による役務が完了した後においても、同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令）が確定したとき。
- (2) 受託者又は受託者の役員若しくは使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、受託者又は受託者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。

2 前項に規定する場合においては、委託者は、契約を解除することができる。

3 前2項の規定は、委託者の受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。（契約の解除等）

第20条 委託者は受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおいて、当該不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 履行期間内に役務の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) 第16条第3項の規定に基づき、委託者が指示した期間内に補正しないとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反しているとき。

2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。

- (1) 役務が履行不能であるとき。
- (2) 役務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 役務の一部の履行が不能である場合又は役務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する履行済み部分のみでは契約の目的を達することができないとき。
- (4) 役務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその期間を経過したとき。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。
- (6) この契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市契約規則に違反する行為をしたとき。
- (7) 第4条の規定に違反し、委託者の承諾を得ずにこの契約から生じる債権を譲渡したとき。
- (8) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約、資材の購入契約その他この契約に関連する契約（トにおいて「関連契約」という。）の相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受託者が、イからホのいずれかに該当する者を関連契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者がこれに応じなかったとき。

チ 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか、委託者が前項の催告をしても、契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき、又は契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。

3 前2項の規定により委託者が受託者との契約を解除し、委託者から引き渡しを受けた廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、委託者の指示により受託者は責任をもって、廃棄物の処分、費用の償還等に応じなければならない。

4 委託者は、第1項又は第2項（第8号を除く。）の規定により契約を解除した場合において、受託者が既に完了した部分の役務において提供を受ける必要があると認めるときは、当該完了部分の完了検査を行い、当該検査に合格した役務の提供を受けることができる。この場合、委託者は、当該提供を受けた役務の完了部分に相当する処理代金を受託者に支払わなければならない。

- 5 受託者は、第 1 項又は第 2 項の規定により契約を解除された場合に受託者に損害が生ずることがあっても、委託者に対してその損害の賠償を求めることができない。
- 6 第 1 項各号又は第 2 項各号（第 8 号を除く。）に定める場合が、委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、第 1 項又第 2 項の規定による契約の解除をすることができない。

（契約が解除された場合等の賠償金）

第 20 条の 2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、委託者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額（委託者に生じた実際の損害額が当該金額を超過する場合は、当該損害額）を賠償金として請求することができる。

- (1) 前条第 1 項又は第 2 項の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

- 3 第 1 項の場合において、第 3 条の規定により契約保証金が納付されているときは、委託者は、当該契約保証金をもって第 1 項の賠償金に充当することができる。

（契約解除に伴う措置）

第 20 条の 3 受託者は、第 20 条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、貸与品、支給材料等（使用部分済みを除く。以下同じ。）があるときは、遅滞なくこれらを委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品、支給材料等が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

- 2 受託者は、第 20 条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、委託者が所有又は管理する履行場所（以下「履行場所」という。）に受託者が所有する器具、材料その他の物品があるときは、遅滞なく当該物品等を撤去（委託者に返還する貸与品、支給材料等については、委託者の指定する場所へ搬出。以下同じ。）するとともに、履行場所を原状に復して委託者へ明け渡さなければならない。
- 3 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所の原状回復を行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物品等を処分し、履行場所の原状回復を行うことができる。この場合において、受託者は、委託者の処分又は原状回復について異議を申し出ることはできず、また、委託者が処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

4 第 1 項及び第 2 項に規定する受託者が行う原状回復等の期限及び方法については、委託者が指示するものとする。

(契約保証金の返還)

第21条 委託者は、受託者が履行期間中の全ての役務を完了し、完了検査に合格したときは、契約保証金を返還しなければならない。

(裁判管轄)

第 22 条 この契約に関する訴訟は、委託者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

(個人情報の保護)

第 23 条 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別冊仕様書の「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

(その他)

第 24 条 受託者は、この契約約款に定めるもののほか、札幌市契約規則及び労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他の労働及び社会保険に関係する法令を遵守するものとする。

2 受託者は、委託者から、業務従事者の賃金支給状況、社会保険加入状況その他労働契約状況が確認できる書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

3 この契約約款に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議の上、定めるものとする。

令和6年度 契約単価一覧表

業務名 道路清掃業務 (地区)

(道路清掃業務(通常期))

工 種	機材等名称	規 格	単 位	単価(円) (税込)
路面清掃作業 (通常期)	スーパー車	ホッパ容量 2.5~3.1m3	km	
	ダンプ車	4t		
人力作業 (通常期)	作業車	1.5tトラック	km	
	作業員	1人		
洗浄作業 (通常期)	洗浄車	5.3t	km	
増強作業	ダンプ車	4t	時間	
	作業員	2人		
柵清掃作業 (1型雨水柵)	側溝清掃車	プロア式 4.5~5.0m3	箇所	
	交通誘導警備員	2人		
柵清掃作業 (2型雨水柵)	側溝清掃車	プロア式 4.5~5.0m3	箇所	
	交通誘導警備員	2人		
柵清掃作業 (橋梁付属柵直管)	側溝清掃車	プロア式 4.5~5.0m3	箇所	
	排水管清掃車	ジェット式 5,300~5,800		
	交通誘導警備員	2人		
柵清掃作業 (橋梁付属柵曲管)	側溝清掃車	プロア式 4.5~5.0m3	箇所	
	排水管清掃車	ジェット式 5,300~5,800		
	交通誘導警備員	2人		

(道路清掃業務(融雪期))

工 種	機材等名称	規 格	単 位	単価(円) (税込)
路面清掃作業 (融雪期)	スーパー車	ホッパ容量 2.5~3.1m3	km	
	ダンプ車	8t		
人力作業 (融雪期)	作業車	1.5tトラック	km	
	作業員	2人		
洗浄作業 (融雪期)	洗浄車	5.3t	km	
散水作業	散水車	3.8t	km	
歩道清掃作業	ダンプ車	4t車	km	
	作業員	(8人)		

(通常期・融雪期共通)

工 種	機材等名称	規 格	単 位	単価(円) (税込)
路面清掃作業 (緊急)	スーパー車	ホッパ容量 2.5~3.1m3	時間	
	ダンプ車	4t		
土砂等運搬作業	ダンプ車	4t	時間	
土砂等運搬作業	ダンプ車	8t	時間	
土砂等運搬作業	ダンプ車	10t	時間	
汚泥処分 (循環資源利用促進 税含む)			t	

別表 1

○ 受託者の事業の範囲

【次表の許可区分の口の該当するものに「レ」を記入し、許可品目を記入し、空欄は斜線で抹消する。】

許可等の区分		許可、契約等の内容			添付書類
<input type="checkbox"/> 許可業者（法第14条第1項、第6項、第14条の4第1項、第6項の許可を受けた者）					許可証の写し
<input type="checkbox"/> 収集運搬	積込場所の許可	産業廃棄物許可品目・許可番号			
		特管産廃許可品目・許可番号			
	荷卸場所の許可	産業廃棄物許可品目・許可番号			
		特管産廃許可品目・許可番号			
<input type="checkbox"/> 中間処理		処理処分の場所			
<input type="checkbox"/> 最終処分		産業廃棄物許可品目・許可番号			
		特管産廃許可品目・許可番号			
		処理処分方法	施設の能力		
<input type="checkbox"/> 専ら再生利用を行う者 （古紙、くず鉄等、あきびん類、古繊維を専門に取り扱っている既存の回収業者）					事業概要がわかる書面
<input type="checkbox"/> 許可を要しない者 （法施行規則第9条各号、第10条の3各号、第10条の11各号、第10条の15各号に該当する者）					指定書の写し又は事業概要がわかる書面
<input type="checkbox"/> 環境大臣の認定を受けた者 （法第15条の4の2各号、法第15の4の3各号による認定を受けた者）					認定書の写し

※ 受託者は、この事業の範囲を証するものとして、許可証、指定書の写し又は事業概要がわかる書面などを委託者に提出し、この契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受託者は速やかにその旨を委託者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを委託者に提出し、この契約書に添付するものとする。

<許可証（写し）貼付欄>

割印（委託）

割印（受託）

< 役務の内容 >

【※の欄については、ア・イのうち該当しないものを文章とともに取り消し線で、空欄は斜線で抹消する。】

(1) 契約期間 令和6年3月1日 から 令和6年12月13日 まで

(2) 排出事業場（委託者の事業場）

住 所 市内一円

事業所名 札幌市管理道路

連絡先 札幌市建設局土木部道路維持課 211-2632

(3) 契約区分が収集・運搬又は収集・運搬及び処分の場合、受託者の運搬の最終目的地及び積替・保管に関する事項

運搬の最終目的地の所在地	
--------------	--

※ ア 積替・保管を行う（下表のとおり）		イ 積替・保管を行わない	
積替・保管の所在地			
搬入できる廃棄物の種類	（石綿含有産業廃棄物を含む場合、種類ごとに明記）		
積替えのための保管上限			
安定型産業廃棄物であるときは、積替・保管場所において他の廃棄物と混合することの許否	※	ア 混合する	イ 混合しない
安定型産業廃棄物と管理型産業廃棄物とを混合して委託する場合、積替・保管場所において、手選別を行うことの許否	※	ア 手選別をする	イ 手選別しない
有価物を抜き取ることの許否	※	ア 抜き取る	イ 抜き取らない

(4) 委託する産業廃棄物の種類、予定数量、契約単価、適正処理に必要な情報等。契約区分が処分又は収集・運搬及び処分の場合の、受託者の処分、最終処分及び再生利用等に関する事項

【（ ）内は該当する単位を○で囲む。】

産業廃棄物の種類	1	
	汚泥	
年間予定数量	00t	(合計年間予定数量) 00t
収集・運搬単価	契約単価一覧表の柵清掃作業に含む	(合計予定収集・運搬金額) 円
処分単価	契約単価一覧表の汚泥処分のとおり	(合計予定処分金額) 円
処分の方法		
処分施設の処理能力		
処分施設の所在地		
最終処分（再生を含む）施設の所在地（予定地）		
適正処理に必要な情報	性状	
	性状の変化	
	荷姿	
	混合等による変化	
	その他取扱の注意事項、含有マークの有無	

廃棄物データシート(WDS)

1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。
2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

作成日 令和 年 月 日

記入者

1 排出事業者	名称	札幌市		所属	建設局土木部道路維持課計画係	
	所在地	〒札幌市内一円		担当者		TEL 011-211-2632 FAX 011-218-5123
2 廃棄物の名称	道路上及び、道路雨水桝、橋梁付属桝内に堆積した汚泥					
3 廃棄物の組成・成分情報 (比率が高いと思われる順に記載) 分析表添付(組成)	主成分 他	MSDSがある場合、CAS No.				
	・成分名と混合比率を書いて下さい。ばらつきがある場合は範囲で構いません。 ・商品名ではなく物質名を書いて下さい。重要と思われる微量物質も記入して下さい。					
4 廃棄物の種類 産業廃棄物 特別管理 産業廃棄物	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ		
	その他()					
5 特定有害廃棄物 ()には混入有りは、無しは×、混入の可能性があれば 分析表添付(廃棄物処理法)	アルキル水銀	()	トリクロロエチレン	()	1,3-ジクロロプロパン	()
	水銀又はその化合物	()	テトラクロロエチレン	()	チウラム	()
6 PRTR対象物質	届出事業所(該当・非該当)、委託する廃棄物の該当・非該当(該当・非該当)委託する廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。					
	生成物質:ホルムアルデヒド(塩素処理により生成) ヘキサメチレンテトラミン(HMT) 1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) N,N-ジメチルアニリン(DMAN) トリメチルアミン(TMA) テトラメチルエチレンジアミン(TMED) N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) ジメチルアミノエタノール(DMAE)					
7 水道水源における消毒副生成物前駆物質	生成物質:クロロホルム(塩素処理により生成) アセトンジカルボン酸 1,3-ジハイドロキシルベンゼン(レゾルシノール) 1,3,5-トリヒドロキシベンゼン アセチルアセトン 2'-アミノアセトフェノン 3'-アミノアセトフェノン					
	生成物質:臭素酸(オゾン処理により生成)、ジブromokロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルム(塩素処理により生成)臭化物(臭化カリウム等)					
8 その他含有物質 ()には混入有りは、無しは×、混入の可能性があれば 分析表添付(組成)	硫黄	()	塩素	()	臭素	()
	ヨウ素	()	フッ素	()	炭酸	()
9 有害特性 (有・無・不明)	硝酸	()	亜鉛	()	ニッケル	()
	銅	()	アルミ	()	アンモニア	()
9 有害特性 (有・無・不明)	爆発性	引火性()	可燃性	自然発火性()	禁水性	
	酸化性	有機過酸化物	急性毒性	感染性	腐食性	
	毒性ガス発生	慢性毒性	生態毒性	重合反応性		
	その他()					

10	廃棄物の物理的性状・化学的性状	形状() 臭い() 色() 比重() pH() 沸点() 融点() 発熱量() 粘度() 水分()
11	品質安定性	経時変化(有・無) 有る場合は具体的に記入
12	関連法規	危険物(消防法)・特化則(特定化学物質障害予防規則)・有機溶剤・毒劇物・悪臭
13	荷姿	容器() 車両() その他()
14	排出頻度 数量	頻度(スポット・継続予定) () kg・t・ μ g・m ³ ・本・缶・袋・個 / 年・月・週・日
15	特別注意事項 (有・無)	<p>取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避けるべき処理方法、安全のため採用すべき処理方法 ・他の廃棄物との混合禁止 ・粉じん爆発の可能性 ・容器腐食性の可能性/注意点 ・廃棄物の性状変化などに起因する環境汚染の可能性 ・環境中に放出された後の支障発生の可能性(消毒用塩素等との反応により他の物質を生成し、水道取水障害に至る可能性等) 等

【参考】 その他の情報

- ・ サンプル等提供 (均一サンプル有 ・ 不均一サンプル有 ・ サンプルの一部分有 ・ サンプル無 ・ 写真有)
- ・ 産業廃棄物の発生工程等
「3廃棄物の組成・成分情報」を推定する根拠となる、使用原材料・有害物質・不純物の混入、排出場所がわかる発生工程の説明を書いてください。 工程前からの持ち込み成分があれば書いてください。 工程図への記入でも可。
(処理業者においては、不純物混入の可能性や廃棄物成分のブレ幅の推定、分析頻度等の判断材料となります。)

< 排出事業者及び処理業者内容確認欄 >

No.	内容確認日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	備考

< 変更履歴 >

No.	変更日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容